

○習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成16年5月14日

規則第31号

改正 平成30年5月14日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年習志野市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

第2条 条例第12条第1項の習志野市安全で安心なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 地域住民による自治運営組織の代表者
- (3) 商工業関連団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 防犯関係団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 保育所、幼保連携型認定こども園又は教育関係機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者の他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、在任又は在職中とする。ただし、公募に応じた市民及び学識経験者にあつては2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平30規則30・一部改正)

(協議会の会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への資料提出の要求等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、防犯対策に係る総合調整担当課において処理する。

(協議会に関する委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(安全で安心なまちづくり月間)

第8条 条例第14条の安全で安心なまちづくり月間は、10月とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月14日規則第30号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。